

令和 7 年度北海道地方最低賃金審議会
第 1 回北海道最低賃金専門部会
議 事 録

令和 7 年 7 月 30 日

北 海 道 労 働 局
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和7年7月30日（水）13:30～

2 場 所 札幌第一合同庁舎 北海道労働局7階会議室

3 出席者

【委 員】 公 益 委 員 亀野委員、國武委員、八重崎委員
労働者委員 金子委員、藤田委員、山田委員
使用者委員 池田委員、片岡委員、馬込委員

【事務局】 労働基準部長、賃金室長、室長補佐、最低賃金係長

4 議事次第

- （1）北海道地方最低賃金審議会専門部会長及び部会長代理の選出について
- （2）北海道最低賃金専門部会運営規程等について
- （3）関係労働者（参考人）からの意見聴取について
- （4）その他

5 議事内容

○賃金室長

これより、令和7年度北海道地方最低賃金審議会第1回専門部会を開催いたします。

本日は、第1回の専門部会となりますので、部会長選任まで事務局で進行させていただきます。

最初に、北海道専門部会委員を紹介させていただきますので、一言御挨拶をお願いいたします。公益代表委員から亀野委員です。

○亀野委員

亀野です。よろしくお願いします。

○賃金室長

國武委員です。

○國武委員

國武です。よろしくお願いします。

○賃金室長

八重崎委員です。

○八重崎委員

八重崎です。よろしくお願いいたします。

○賃金室長

労働者代表委員といたしまして、金子委員です。

○金子委員

金子でございます。よろしくお願いいたします。

○賃金室長

藤田委員です。

○藤田委員

藤田です。よろしくお願いいたします。

○賃金室長

山田委員です。

○山田委員

山田です。よろしくお願いいたします。

○賃金室長

次に、使用者代表委員といたしまして、池田委員です。

○池田委員

池田でございます。よろしくお願いいたします。

○賃金室長

片岡委員です。

○片岡委員

片岡です。よろしくお願いします。

○賃金室長

馬込委員です。

○馬込委員

馬込です。よろしくお願いいたします。

○賃金室長

よろしくお願いいたします。

次に、本日の定足数について報告いたします。本日は、専門部会委員全員の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項及び最低賃金審議会令第6条第6項の要件を満たしておりますので、本専門部会が有効に成立していることを御報告いたします。

また、本日の専門部会は、第2回北海道最低賃金審議会において公開にて開催することが、あらかじめ決定されておりますので、公開にて開催しております。会場には傍聴されている方が6名と取材のため3名の記者の方がいらっしゃいますことを御報告いたします。

それでは議事に入りたいと思います。議事(1)「北海道地方最低賃金専門部会長及び部会長代理の選任」についてです。最低賃金法第24条第2項及び第25条第4項に基づき「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」となっております。当専門部会では、従来から推薦により候補者を確認し、委員の皆様方より御承認をいただく方法で選任いただいております。今回も同様の方法でよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○賃金室長

ありがとうございます。それでは、従来どおり推薦により選任させていただきたいと思います。委員の皆様から推薦がありましたらお願いいたします。

○八重崎委員

公益代表委員の八重崎です。

私は、今回、初めて専門部会委員に任命されましたので、昨年同様に、部会長に亀野委員、部会長代理に國武委員を推薦させていただきます。

○賃金室長

ありがとうございます。

ただ今、部会長に亀野委員、部会長代理に國武委員を御推薦いただきました。ほかに御推薦及び御意見がありますでしょうか。

○各委員

なし。

○賃金室長

無いようですので、亀野委員を部会長、國武委員を部会長代理として御承認いただけますでしょうか。

○各委員

異議なし。

○賃金室長

御承認をいただきましたので、部会長を亀野委員、部会長代理を國武委員にお願いいたします。

それでは、ここからの議事の進行について亀野部会長にお願いいたします。

○部会長

部会長に任命されました亀野でございます。暑い中ですが、円滑な運営に御協力よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めたいと思います。議事（２）「北海道最低賃金専門部会運営規程等について」に入ります。事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

北海道最低賃金専門部会運営規程につきましては、資料No.2として配布しております。

説明させていただくのは、北海道最低賃金専門部会運営規程第5条及び第6条に

ついてです。

第5条につきましては、専門部会の審議の公開に関する条項になります。原則として公開すると定められておりますが、但し書きで「公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる」となっております。

本日の第1回専門部会は、第1回本審にて公開での開催を御承認されておりますが、第2回目以降の公開・非公開については、第1回専門部会で確認することとなっておりますので、第2回目以降の議事の公開・非公開について審議をお願いします。

次に、北海道最低賃金専門部会運営規程第6条の議事録の作成及び公開についてです。議事録の作成につきましては、以前から、議事の公開・非公開にかかわらず議事録を作成しているところですが、議事録の公開については議事を公開としたものについて公開をしており、非公開の議事については、議事要旨による公開としておりました。今年度の議事録の公開・非公開について審議をお願いします。また、昨年までは、慣例として会長と指名された議事録署名委員による議事録への署名をお願いしておりましたが、令和3年の北海道地方最低賃金審議会運営規程の改定から、署名がなくてもよいことになっていきますので、事務局が作成した議事録を各委員に閲覧（メールを活用）して修正をいただき、最終版を部会長に確認することにより、署名自体を廃止したいと考えております。

以上、第2回目以降の議事の公開・非公開、議事非公開部分の議事録の公開・非公開及び議事録署名の廃止の2点についての確認と承認をお願いいたします。

○部会長

ただ今、事務局からの説明がありました。

2点ありましたので、1点ずつ確認していきたいと思います。

1点目は、第2回目以降の専門部会の議事の公開・非公開についてでございます。これについて御意見、御質問等ございますでしょうか。

○各委員

特になし。

○部会長

先ほどの事務局の説明では、但し書きで個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、部会長が審議を非公開にできるとなっているということです。

どうでしょうか。

○山田委員

労働者代表の山田です。

私の方からは、従来どおりの取扱いがいいのではないかと考えておりますが、真摯な審議を行うのが部会であり、使用者、個人という話もするわけですが、せっかく労使の代表としてきているのに、言葉を選ばなければならないとなると、どうしても議事が空虚になってしまい、深い議論ができなくなってしまうというおそれがあると思っています。そうであれば、その部分は議事要旨などで公開するなどして、率直な意見による議論を展開できるのが一番良いと考えております。

○部会長

議事を公開・非公開とするということであれば、非公開の方がよいのではないかとことです。率直な意見の交換という観点からもということです。

ほか、いかがでしょうか。

○池田委員

使用者側としても、昨年同様に議事を非公開でお願いしたい。

○部会長

昨年どおりということですね。

それでは、第2回目以降の専門部会については、非公開情報等の発言があることなどが想定されることから、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合に該当するということで、労使とも昨年同様の扱いで非公開としたいという意向なので、第2回以降は審議を非公開としたいと思います。

よろしいでしょうか

○各委員

異議なし。

○部会長

それでは、第2回以降は審議を非公開といたします。

次に、2点目です。議事録の公開・非公開についてです。先ほど第2回以降の議事について非公開としましたが、非公開の審議の部分の議事録の公開をどうするかということです。先ほどの事務局の説明では、非公開の議事の場合は、議事録を非公開として議事要旨を公開するとの案でございました。これにつきましていかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○部会長

それでは、非公開とした議事については、議事録についても非公開、議事要旨を公開する扱いとしたいと思います。

それから、議事録の署名の件につきましては、事務局の提案どおりでよろしいでしょうかね。

○各委員

異議なし。

○部会長

議事録の署名につきましても廃止ということで対応させていただきくことにします。

そのほか、事務局から何かありますでしょうか。

○賃金室長

本日の午前中に開催されました第2回本審におきまして、最低賃金審議会令第6条第5項において「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる」となっておりますので、最低賃金専門部会が全会一致で議決された場合は、その議決が審議会の議決となること及び最低賃金審議会令第6条第7項において「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときに審議会の議決により、これを廃止するものとする」となっており

ますので、当該専門部会に係る最低賃金についての異議申出期間が満了し、その任務を終了した時点で、専門部会が廃止となることが決定していることを御報告いたします。

以上でございます。

○部会長

午前の本審でもありましたけれども、事務局の報告について、何か質問等ございますでしょうか。

○各委員

特になし。

○部会長

特に質問等はありませんので、最低賃金専門部会が全会一致で議決された場合は、その議決が審議会の議決とすることと最低賃金専門部会は、当該専門部会に係る最低賃金についての異議申出期間が満了し、その任務を終了した時点で、専門部会を廃止とすることになります。

続いて、議事(3)「関係労働者からの意見聴取について」に入ります。

事務局より、説明をお願いいたします。

○賃金室長

それでは、意見陳述を行いたいと思います。

意見陳述をしていただく方は、岩見沢市で社会福祉士として勤務している照井恒夫様です。

照井様、議場中央の席にお着きください。よろしくお願いいたします。

○部会長

照井恒夫さんですね。本日は、北海道最低賃金の改正審議の参考とするために、御意見を伺うこととしております。

意見発表は15分程度でお願いいたします。御意見を伺った後に我々の方から質問をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、意見発表をお願いいたします。

○参考人

北海道の最低賃金について、私の意見を述べさせていただきます。

現在の最低賃金について、私が思うのに最低賃金額への評価は、政府、行政、関係者及び労働者から低い、経営団体からは低い。しかし、中小の限度を超えるとの内容に固定されていると感じます。ここ4～5年は、この議論の繰り返しと感じております。

それぞれの立場で低さの弊害、低さの改善が障害と思われませんが、当事者たる労働者と事業者の主張内容は近似しているのではないかと、一定水準までの引上げは必要ではないかと感じています。

現在の収入では生活できない、健全な経営に障害及び地域行政サービスへの住民の不安贖罪が時を重ねるごとに大きくなるのではないかと感じております。

最低賃金額の今後の改定については、賃金、法定労働時間を確保できる環境、法定労働時間を勤務すると世帯維持が可能となるという費用回復を支援するという政策的行動が必要と考えております。

以上でございます。

○部会長

ありがとうございます。

それでは、これから発表していただいた意見に対して委員から質問していきたいと思います。

質問等ありますでしょうか。

○藤田委員

労働者代表委員の藤田と申します。

本日は、お忙しいところありがとうございます。

令和7年度の会社の昇給に係る生活改善昇給額について、こちらは会社の人事制度の評価による持上げなのか、それとも物価上昇等を加味した中での引上げも含まれた額なのかというところをお教えいただきたいのが一つと、昨年及びおとしも昇給していることは変わらないと思いますが、それと比べて今年の昇給額はどうかということをお伺いしたいと思います。

○参考人

実はですね。私は転職をしたのが昨年の11月でして、昨年以前の数字について掘っておりませんが、ただ、加味ベースで昇給について、正社員については職種があるのですけど2,000円から3,000円の昇給になったということを聞いた程度し

か分かりません。

○藤田委員

そうすると、時間給で働いているパートの方がいらっしゃると思いますが、過去3年くらいどうであったかということは把握されていないということではよろしいですか。

○参考人

はい。そうです。

○藤田委員

分かりました。ありがとうございます。

○部会長

はい。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

○山田委員

労働者代表委員の山田です。よろしくお願いします。

私の方からは、御自身の生活的にはどうなのかというところと、時間給の方もいらっしゃるということなのですが、金額の引上げがあったかどうか分からなくても、最近、特に食料品、一番はお米の値段もかなり上がっていますが、そのような状況で、例えば現状の時間給では前年や前々年と比べて、聞こえていたら構わないので、生活が苦しくなったとか、いやそれ以上貰っているから今のところ大丈夫だとかいうお声があったかどうかだけ聞かせていただきたい。

○参考人

福祉関係の仕事をしているので、障害を持った方とか高齢者の方と話をすることが多いのですが、それらの方からも物価が高いとの意見がありますし、米に関して言うと私が農業関係に勤めていたということもあったものですから、今の4,000円、場合によってはブランド米ですか、5,000円を超えるというのはあり得ない。それだけではないですよ、例えば、コンビニエンスストアなんかは、1ケース買うだけで4,000～5,000円になってしまうという、とてもじゃないけど生活していくのも本当にギリギリになってきているなという感覚ですね。4～5年、そうですね。ここまで関連があるのかと思うのですが、本当に段々貧困化が進んでいくのでは

ないかという恐ろしい感じがしています。

○部会長

はい。ほかはいかがでしょう。

○國武委員

小樽商科大学の國武です。

御意見としては、最低賃金を引き上げた方がよいということでしたけど、昨年度以前から少しずつ北海道の最低賃金が上がっていますが、最低賃金が上がっている実感についてはどう感じていますか。

○参考人

よく分らないです。周りの物価がそれ以上に上がっているんで、例えば、高齢者に対して緊急物価対策で 30,000 円が支給されるだろうとか聞こえていますけど、救済的な措置ばかりが聞こえ、最低賃金が上がったという実感が湧かないです。

なんていうのですかね。テレビやマスコミが言っている賃金の上げ幅というのが周囲の実態と合っていないという感じはしますね。

○國武委員

先ほどの質疑と重なるかもしれませんが、御自身の働き方は最低賃金が上がったからといっていくら賃金が上がるわけではないという理解でよろしいですか。

○参考人

いや、私の賃金も上がりました。

○國武委員

最低賃金が上がることで。

○参考人

最低賃金が上がったことではないです。成績が良かったということです。

ただ、労働組合がないものですから、実際はどうだったかは分かりません。

○部会長

ありがとうございました。ほかはいかがでしょう。

○片岡委員

使用者委員の片岡と申します。よろしくお願いします。

時間給の方が割合的に3割となっています。あなたは、去年の11月に入られたということですが、採用間もない方々は最低賃金に近い水準で働いている方が多いということでしょうか。

○参考人

はい。

○片岡委員

採用されたばかりでは仕事内容の理解が十分ではなかったと思いますが、何か月か経ってキャリアとか経験を積むことで賃金がアップしていくような仕組みになっていますか。

○参考人

入ってまだ浅いものですから、どんな感じなのか、肝心なところまでは掴んでいません。

○片岡委員

ベテランなど何年か働いているパートの方が高い水準の賃金になっているというようなことをまだ感じる段階ではないということですね。

○参考人

ただ、感じることは、正社員の処遇とパートさんの処遇に格差があるのではというところです。

○部会長

ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これで質疑を終了させていただきます。

本日いただきました御意見につきましては、今後の審議の参考にさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

○参考人

すいません。最後に追加というか、最低賃金に関する意見を聞いていただきたいと思います。

ここまで、企業格差、地域格差及び生活格差が拡大し、単独ですべきことに限界があることが固定化される中、最低賃金はビジネス界の底上げの役割が期待できると伺っております。中長期判断が極めて重要だと思います。ここ数年、最低賃金の引上げへの期待が強く持てる政策的発言が取り上げられています。これは、一度として最低賃金改定議論の中で取り扱われた記憶はありません。政策的発言の中に当事者からの確認が不十分であること、そして、他の政策とのバーター対応でないかという疑念が拭えません。確実に改善が実感できる最低賃金の改正をお願いしたい。

○部会長

はい。ありがとうございました。

それでは、事務局から何かございますか。

○賃金室長

本日、意見陳述をしていただきました照井様のほかに、令和7年7月14日の公示に基づき、関係労働者及び関係使用者より意見書の提出をいただきましたので、資料No.3として配布しております。

提出をいただいたのは、一般社団法人北海道ハイヤー協会、北海道労働組合総連合の2件でございます。

いただきました意見書の概要については、北海道ハイヤー協会からは、価格転嫁についても主たる収入である運賃が国による許可制であり、自助努力のみによって価格転嫁を行うことは困難な状況である。物価上昇における賃金の引上げの必要性については理解しているが、経営収入の大本が許可運賃である中小零細のハイヤー・タクシー業者にとって経営環境に与える影響が大きすぎる。

最低賃金法第9条第2項に定める「地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める」という基本原則に基づいて、慎重の上にも慎重な審議を要望する。

北海道労働組合総連合からは、今年度の審議に当たり、最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に御検討いただき、大幅な引上げを実現し、労働者の生活の安定（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げるよう、精力的に審議を行ってくださるようお願いいたします。

要望事項として、最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引き上げること。全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。最低賃金引上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業・小規模事業所の経営支援を抜本的に強化すること」を、審議会の意見として表明すること。という内容でございます。

委員の皆様には提出された意見書を一読いただきまして、今後の審議の参考としていただきたいと考えております。

事務局からは、以上でございます。

○部会長

事務局の報告について、何か質問等ありますでしょうか。

○各委員

特になし。

○部会長

それでは、次ですね。議事（４）「その他」についてに入りたいと思います。

事務局より何かありますか。

○賃金室長

第２回目以降の専門部会の開催日程でございます。

現状、目安答申がなされていない状況で、次の中央最低賃金審議会目安小委員会が明日７月３１日（木）に開催されるとの情報があります。

目安の答申前に専門部会で金額審議等に入っていける状況なのかということもありますので、第２回目以降の専門部会の開催日程について調整をお願いしたいと思います。

なお、審議会場の確保状況については、お手元にお配りしている１枚物の「北海道最低賃金専門部会開催日程一覧」のとおりとなっております。

よろしくお願いいたします。

○部会長

それでは、まだ目安がいつになるかわからないということですが、第２回以降の専門部会の日程を調整したいと思います。

今の事務局の話ですと、３１日に目安の小委員会があるということですが、そこ

で決着するかどうかは分かりませんが、今日は 30 日ですので明日 31 日は目安が出ていないので無しということによろしいですか。

○各委員

はい。

○部会長

8 月 1 日金曜日に第 2 回を開催するのがいいと思います。中賃の目安が出るか分かりませんが、目安が出る、出ないに限らず開催するということによろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○部会長

それでは、8 月 1 日に目安が出る、出ないに限らず開催することにします。

時間はどういたしましょうか。皆さんのご都合もあると思いますが。かなり前にスケジュール調整しましたが、ずいぶん時間が経っているので。

この時間ダメだということがありましたら、申出ていただければと思います。

○山田委員

午前中の都合が悪いです。

○部会長

山田委員が午前中の都合が悪いということです。

ほかは、どうですか。

○金子委員

同じくです。

○部会長

使用者代表側はどうですか。

○使用者代表委員

2時以降なら大丈夫です。

○部会長

2時以降、会場大丈夫ですか。

○賃金室長

大丈夫です。

○部会長

それでは、8月1日の金曜日午後2時から、本日と同じ会場で開催します。
お疲れ様でした。